解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月二十一日開催の定期総会の決議により平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
長野県松本市大字島立八〇〇番地
社団法人長野県新聞協会
代表清算人　新保　力

解散公告（第三回）

当社は、平成二十五年三月五日開催の定例議会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
鳥取県西伯郡伯耆町吉長三七番地三
伯耆町土地開発公社
代表清算人　住田　圭成

解散公告（第三回）

当法人は総会の決議により、平成二十五年十一月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
高知県高知市はりまや町三丁目七番六号
社団法人高知県生活衛生同業組合連合会
代表清算人　篠原　重宝

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
高知県香南市野市町東佐古二五七番地三
社団法人高知県歯科技工士会
代表清算人　小泉　潤

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
福岡県朝倉市甘木一九八番地一
財団法人福井育英会
代表清算人　三浦　良一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
沖縄県国頭郡伊江村字西江上三七二番地
財団法人伊江村人材育成会
代表清算人　島袋　秀幸

配当公告

静岡県島田市元島田九二五九番地の一八
破産者　日置　守彦

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十五年（フ）第一七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
（一般債権）金一一四、三八七、八五〇円
一、配当することのできる金額
（一般債権）金一一、七四四、九四八円

平成二十五年十二月二十五日
静岡市駿河区八幡二丁目四番一六号伊伝八幡ビル二階
破産管財人　幸山　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市七条通四丁目二五〇〇番地、最後の住所旭川市四条通五丁目一番地三洋マンション二階五号室
被相続人　亡　新田サチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
事務所旭川市五条通九丁目一六三―一コスモビル四階　旭川五条法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金　昌宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区豊平三条五丁目一七番地、最後の住所北海道伊達市大滝区優徳町一三番地四
被相続人　亡　鶴巻　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
事務所札幌市中央区南一条西一〇丁目タイムスビル六階札幌リアル法律事務所
相続財産管理人　弁護士　関口　和矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県三戸郡田子町大字田子字日ノ沢二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山本　隆一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
青森県八戸市内丸一丁目六番二四号Nビル3階A号　八戸シティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡山田町境田町五一番地、最後の住所岩手県下閉伊郡山田町境田町二〇番二号
被相続人　亡　三田地岩**藏**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
岩手県宮古市藤原一丁目三番三二号
相続財産管理人　横道二三男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県横手市増田町増田字縫殿七八番地、最後の住所秋田県横手市増田町増田字縫殿四九番地一
被相続人　亡　川村　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
秋田県横手市大屋新町字大平五九三番地一
相続財産管理人　弁護士　澤入満里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県福島市岡島字竹林三六番地二、最後の住所福島県福島市岡島字竹林三六番地の二
被相続人　亡　佐野　康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
事務所福島県福島市宮下町七番一六号渡辺健寿法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡辺　健寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市折戸字岸浦一〇八番地、最後の住所福島県いわき市小名浜愛宕上一番地の二
被相続人　亡　太　積

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日
福島県いわき市平字田町六三番地の八
相続財産管理人　湊　一将

第36期決算公告

平成25年12月25日
仙台市青葉区一番町三丁目3番19号
株式会社社創童舎
代表取締役社長　大坂　博義

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	122,832
	固定資産	18,232
	合計	141,064
負債及び純資産の部	流動負債	68,936
	固定負債	67,023
	株主資本	5,105
	資本金	10,000
	利益剰余金	△4,895
	利益準備金	650
	その他利益剰余金	△5,545
	（うち当期純利益）	(3,436)
	合計	141,064